

第8条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、前12条の定めに拘らず、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行せずに直ちに、契約の全部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

- (1) 次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合
 - 1 暴力団
 - 2 暴力団員
 - 3 暴力団準構成員
 - 4 暴力団関係企業
 - 5 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
 - ⑥その他前記①ないし⑤に準ずるもの
- (2) 前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係のある場合
 - 1 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - 2 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - 3 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - 4 その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) 自らまたは第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ⑤その他前記①ないし④に準ずる行為